第５章　プランの推進

１．　プランの推進体制

２．　プランの進行管理体制

第５章　プランの推進

本市における男女共同参画社会実現のため、「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき、本「第３次下妻市男女共同参画推進プラン」に盛り込まれた施策を着実に推進する体制を整え、進行管理を実施します。

１．プランの推進体制

（１）庁内推進体制

「社会」づくりを進める男女共同参画では、広報・就労・保健・医療・福祉・まちづくり等、幅広い分野において施策が展開されます。そのために、庁内では、副市長を会長とした「男女共同参画庁内推進会議」を運営するとともに、職員で構成する「検討会」を設置し、全庁的連携体制により、プランの推進を図ります。

（２）下妻市男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、家庭や学校、企業や地域など、市を構成するあらゆる場所において推進するために、市民の参画による「下妻市男女共同参画推進委員会」を運営し、市の男女共同参画基本計画の策定及び変更、男女共同参画施策の推進状況等を審議します。

（３）関係機関との連携

男女共同参画推進プランの着実な推進のために、市民や市内の女性団体やボランティア団体、企業等の関係機関との連携を図ります。

また、男女共同参画に関する施策は、就労・医療等、市単独で実施することが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぐとともに、近隣市町村との情報交換や連携を図りながら、施策の推進に努めます。

２．プランの進行管理体制

本推進プランの進行管理は、プラン策定後の毎年度、施策及び実施事業の進捗状況をとりまとめ、達成度や効果、課題等を分析し、必要に応じて事業等の見直しに反映していく、PDCA サイクルによって行います。
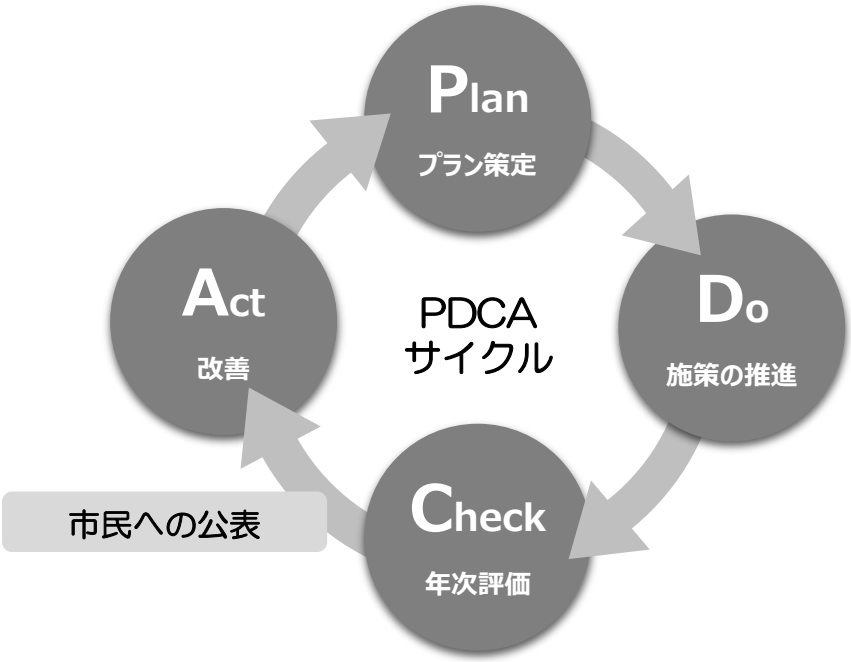
また、その結果については年次報告書を作成し、市民に公表します。